

(忠実義務)

11. 那覇地裁 平成 16 年 6 月 22 日判決

(一部認容：賠償額 67,078,850 円、那覇地裁平成 14 年(ワ)985 号)

TAINS コ - ド Z999-0085

控訴審 福岡高裁那覇支部平成 17 年 3 月 15 日(原判決取消、福岡高裁平成 17 年(ネ)8 号、6 号) (上告中、最高裁平成 17 年(オ)923 号第二小法廷)

杜撰な経理処理と着服による青色申告承認取消しがあったことにより損失を被ったとして、税理士の損害賠償を認めた事例。ただし、高裁においては、税理士の責任は無いとして原判決が取り消された。

《事実の概要》

原告(医師)が被告(税理士)に対し、原告が税務署から平成 13 年 12 月 11 日に平成 8 年分以降の青色申告の承認を取り消され、又は、税務申告が過少申告であるとして更正決定等を受けた。これは、被告の過誤によるものであり、あるいは被告が原告の金員を着服したなどと主張して損害賠償等を求めたものである。

平成 8 年分から平成 12 年分において、現金の出納等に関する事項を記載した帳簿の記載及び備付けがないこと及び平成 8 年分ないし平成 12 年分において、総勘定元帳に関して、給与賃金等の必要経費の記載が日々行われておらず、12 月 31 日に一括計上されていることは、所得税法に規定する財務省令の定めるところに従っていないことになり、青色申告承認取消しの理由になるとされた。

しかし、高裁において、過去(平成 5 年から平成 7 年)における調査においても同様の帳簿作成における忠告を受けている。

《判決の要旨》

「総勘定元帳に関して、給与賃金等の必要経費の記載が日々行われておらず、12 月 31 日に一括計上されている」と認定し、これが本件青色申告の承認取消処分の理由の一つとなったものであるから、被告は原告に対し、税務書類の作成及び税務代理の委任契約上の債務不履行責任を免れないというべきであるとした。

また、被告事務所に現金書留で送金した金員のうち、少なくとも 250 万円の現金が F(税理士事務所職員)の手元に残り、F は、それを被告事務所のキャビネットの中に入れて保管していたのであって、被告は、故意又は重大な過失によって、少なくとも 250 万円の金員を原告に返還することなく不当に利得していたと評価することができるとし、過失相殺割合としては 50%をもって相当と認める判断が下された。

しかし、原告の妻 C が税理士事務所職員 F 等に現金書留で送金していた。F 等は、原告の源泉所得税や固定資産税の納付、原告の妻 C の妹のサラ金の借金を支払う手伝いをさせられており、42,000 円の報酬を事務所に入金した後の残金は、自分への謝礼と考えていた。

被告税理士と原告の妻 C は、小学校からの知り合いであるにもかかわらず、税理士は、月額 42,000 円の報酬のみの支払いしか知らされていない。